

議案第94号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年6月4日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項第1号中「104,530円」を「104,290円」に改め、同項第2号中「56,720円」を「56,600円」に改め、同項第3号中「52,270円」を「52,150円」に改め、同項第4号中「28,360円」を「28,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第9条の2第2項の規定は、平成24年7月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部改正に伴い、介護補償の額を改定するため、この条例を制定するものである。